第５　更生会社の取締役、監査役（法第167条１項２号）（省略）
第６　共益債権の弁済（法第167条１項３号）
　更生手続開始決定日以降に発生する共益債権は随時弁済する。ただし、アイランドゴルフの債権（但し、更生計画認可決定確定日後の新たな貸付金は除く。）については、本更生計画に定める弁済期間が満了するまでの間は弁済を受けることができないものとする。
　なお、更生手続開始決定日以降に発生する一般優先債権は、随時弁済する。
第７　債務の弁済資金の調達方法（法第167条１項４号）
　一般更生債権等の弁済資金は、営業活動から生じる収益金及びアイランドゴルフによる増資払込金並びに同社からの借入金をもって調達する。なお、会社の営業活動の収支予測については、別紙「利益計画及び弁済資金繰計画表」記載のとおりである。
第８　予想超過収益金の使途（法第167条１項５号）
　予想された額を超える収益金の使途については、更生計画の遂行上、必要欠くべからざる運転資金及び設備投資に使用する。
第９　その他の必要的記載事項
　法第167条１項６号、同項７号、法第171条、法第172条に規定する事項は存在しない。
第10　結語（省略）
（別紙「利益計画及び弁済資金繰計画表」省略）
札幌地方裁判所民事第４部

更生会社の機関の権限回復

平成２４年（ミ）第２号
北海道苫小牧市字美沢114番地１
更生会社　美々リゾート開発株式会社
管財人　大川　哲也
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　更生会社に対し、会社更生法第72条１項ないし３項の規定を適用しない。
札幌地方裁判所民事第４部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１０９号
東京都日野市万願寺１丁目17番地18、商業登記簿上の本店所在地東京都日野市日野本町４丁目６番地６
再生債務者　株式会社清水組
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都新宿区揚場町１番21号飯田橋升本ビル　松田法律事務所　弁護士　松田隆次
平成24年12月20日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3250番地
再生債務者　株式会社タカモリ
１　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年１月31日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年３月19日から平成25年４月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

再生手続による債権者集会招集

平成２４年（再）第８６号
東京都中央区日本橋人形町２丁目21番９―602号
再生債務者　半澤　勝己
１　投票期間　平成25年２月４日まで及び平成25年２月12日午前10時30分債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年２月12日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成24年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２４年（再）第８５号
神奈川県大和市中央林間西３丁目９番６号
再生債務者　シコー株式会社
決定の要旨　平成24年12月３日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成24年12月19日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
北海道小樽市祝津２丁目352番地
再生債務者　株式会社マルハ橋本商会
１　決議に付する再生計画案　平成24年11月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月23日まで
平成24年12月19日　札幌地方裁判所小樽支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第８７号
福島県白河市白坂鶴子山19番33
再生債務者　ＣＭＡ公栄株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年12月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年１月29日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年１月21日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月15日
平成24年12月17日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２４年（再）第２０号
群馬県高崎市高浜町1062番地
再生債務者　ミヤマ畜産農業協同組合
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２１号
長野県上田市下武石63番地２
再生債務者　事業協同組合ナガブロ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２５号
群馬県高崎市宮沢町2056番地１
再生債務者　有限会社小田原農園
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２６号
群馬県高崎市宮沢町1551番地
再生債務者　有限会社清水農園
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２７号
群馬県安中市松井田町横川1045番地
再生債務者　有限会社碓氷ブロイラー
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２８号
群馬県高崎市高浜町1062番地
再生債務者　有限会社水沼ブロイラー
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２９号
群馬県渋川市赤城町溝呂木1429番地１
再生債務者　株式会社第一ファーム
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月18日
東京地方裁判所民事第20部